

書 評

マ ラ ヤ の 中 国 人 秘 密 結 社

Wilfred Blythe. *The Impact of Chinese Secret Societies in Malaya, a Historical Study*. Oxford University Press, 1969. 566 pp.

築 島 謙 三*

マラヤの中国人の秘密結社の研究の書としては以前に Leon Comber, *Chinese Secret Societies* (1959) があるが、それは1800年から1900年にいたる間をとりあつかったものである。秘密結社はその性格上公の目からはかくれた存在であるから、この研究にたずさわる人はよほどめぐまれた立場にある人でなければならない。事実 Comber はマラヤに12年間住み、うち7年は警察に勤めていた人である。Blythe も同様で、マラヤ 滞在が30年、第2次大戦後 マラヤ 連邦の Secretary of Chinese Affairs をつとめたり、シンガポールの Colonial Secretary であった人で、退官後3年間はマラヤにあって政府・警察の資料を集め、結社の首領その他のメンバーに接触したりしてこの研究に没頭したのである。内容は23章を含む4部から成り、第1部起源と歴史、第2部制圧の試み、第3部20世紀のマラヤ、第4部戦後のマラヤ、付録7篇、全体566ページにわたる大著である。非常に豊富な資料を使い、政庁の結社対応の仕方を軸にしてのべる叙述を読んでいると、母国を離れてきた中国人のマラヤでの根づき方の状況がわかり、その後の多民族共住のなかに介在する問題の深刻さの理解に役立ち、同時に結

社の活動そのものに興味深いものを覚える。本書に序言を寄せた Donald MacDonald は、探偵小説を読むような面白さを覚える箇所もあるといっているが、そのとおりである。

公の法を無視してうごくかくれた結社員の活動が相互扶助・自己防衛を目標としたものであるから、日本占領時代およびその後の結社がどのように活動したであろうかということは、興味をもたれる点で、第4部にそれが詳しくのべられている。上記のような目標からすればおそらくその時代巧みに立ちまわったであろうことが想像される。そのような動きのうえにこの結社の性格がうきぼりにされているにちがいない。いまからいってそんなに遠くはないその時代の活動ぶりが、最近の騒乱と結社の結びつきの如何をうかがわせるたよりもなるのではないか。他面、日本占領時代の日本人のマラヤ支配のある側面を知らせてくれるという、われわれにとって身近な問題もある。

Comber の上掲の書では、マラヤの中国人は南中国からの移民であり、したがってマラヤの中国人秘密結社は南中国の Triad Society (三合会) に由来するとのべる以外、中国の秘密結社全般の遠い起源についてはのべて

* 東京大学東洋文化研究所

いないが、本書ではその点の克明な記述がある。その内容の要点からはじめて、以下本書のあらすじをのべていこう。

紀元前3世紀には明白に秘密結社は存在していた。洪水、飢饉、戦争などで現われた流民が生活を保証しない為政者に反発し、宗教・倫理の規範のもとに密かに組織をつくり、その数がふえていった。南中国で17世紀、上記の **Triad Society** が現われ、南方への移民とともにこれがマラヤ・シンガポールに移殖されたのである。海峡植民地政庁は当初結社の力を知らなかった。それへ警戒の目を向けるようになったのは1825年頃からである。19世紀半ばはことに中国人移民の数が激増し、海峡植民地では結社の闘士の数が飛躍的に増加し、1854年（5月）には400人余りが殺され、300軒が破壊されるという闘争が福建人と客家人の間に起こっている。それには秘密結社が干与していたであろう。

このようにのべてきた著者の次の指摘は特記に値しよう。英国のマラヤ支配を通じて現地住民にあたえた最大の利点は、法制度を移入したことである。そういう法制は中国にはなかった。あっても法は人々にとり政府の用いる弾圧の手段以外の何ものでもなかった。したがって、取り締まる法律をつくろうとしても中国人はそれをうけいれようとはしなかった、と。

このようであるから、法令により結社の危険な活動を抑えようという場合、その法が効力を発揮するか否かは、それを実行させうるだけの実力を政庁が持つか否かにかかると同時に、中国人側に英国人同様の法意識があるか否かによるといえるであろう。ところで、終戦後の記述のところで著者は、次のようにいわざるを得なかったのである。それは、1947年に戦前の **Triad Societies** の非合法化を復活させる新しい **Societies Ordinance** を成立させ、1948年に例の **Emergency Regu-**

lations を布告したことをのべた直後に記していることである。いわく「西洋の倫理基準から出てきた法原理および西洋社会を対象とした技術を用いてこの東洋的特殊問題を取りあつかうことの困難さが、ここでふたたび明白になるのである。」と。その衝に当たった著者にとってこの点は骨身にしみて感じたことであろうし、法律に対する彼我の意識の差に深い関心を向けるのである。

中国から移された結社方式ではあるが、しかしこれにはやがてマレー人の参加も見られ、インド人も同様で、そこには異文化混融のおもしろい事例を見るのである。

19世紀半ばから三つのマラヤ内部の主要地点で中国人による錫鉱採掘がはじまる。**Selangor** の **Klang** 川、**Negri Sembilan** の **Linggi** 川、**Perak** 北部の **Larut** 川のそれぞれの上流である。**Klang** 川流域では同じ **Hakka** どうしであるが、一方は秘密結社 **Ghee Hin** にぞくし、他方は **Hai San** にぞくしていて、あきらかにそこでは秘密結社が介入していた。**Larut** 地域も2派に分かれて争ったが、それぞれ **Hai San**（約3,000人）と **Ghee Hin**（約15,000人）に支持されていた。**Linggi** と **Klang** の鉱山の根拠をなしたのはマラッカであり、**Larut** の根拠地はペナンにあったから、それらの山地の結社間の紛争はただちに海峡植民地の治安を乱す結果になるのであって、したがって、半島内陸部の治安確保への方法を講ずる必要がでてきた。そのことは貿易商人の念願でもあったのであるが、海峡植民地政庁がなお印度政庁の配下にある間は、ことなかれ主義の后者の一貫した態度のもと、どうしてもそれは成功しなかったのである。

海峡植民地政庁が印度政庁のもとを離れて本国の植民地省の管理下に移ったのが1867年で、これはマラヤ史のなかの大きな転機を意味した。ちょうどその年の8月、ペナンでは

海峡植民史のうえで最悪の紛争が起きているが、もとより秘密結社間の争いであった。この頃ペナンでもシンガポールでもムスリムおよびヒンドゥー教徒の印度人と若干のマレー人とから成る対立的2団体が存在していたが、その一つの赤旗会が Kien Tek に結びつき、他の白旗会が Ghee Hin を支持するということがあって、とりわけこのときは深刻な争いであった。その数は前者が7,000、後者が28,000というように差は大きかったが、前者は富者が多く装備がすぐれていて戦闘に長じていた。このときペナンに來た総督に結社取締法令の制度を願う人が多かったが、かれは結社員が9万もいるのでそれは不可能だと答えざるを得なかった。がしかし、政庁側の実力増強をはかるための法令制度を考慮していることをそのとき告げたのである。それは、同時に、あらゆる組織集団の役員の登録と無届集会の禁止を命ずるものであった。そして1867年8月12日につくられたのが Act for the Better Preservation of the Peace で、これは直接秘密結社のみを対象としたものではなかった。これははじめ1年間期限のものであったが、その有用性の故に改正を重ね、1872年には Dangerous Societies Ordinance とともに永久法のなかにくみこまれた。

この Actによって政庁が強化され、結社によってひき起こされる暴動の鎮圧がより容易になされるようになった。それは問題の根本解決を導くことにはならない、秘密結社は不法だと考えるようになることこそ必要とのべる人もあったが、とにかくこのようなことであった。上記登録はこのときは含まれなかった。1867年のペナン暴動は政庁の結社対策のうえで大きな進歩の契機をなすものであった。1869年末には Ordinance for the Suppression of Dangerous Societies が成立した。ただし、これは秘密結社の制圧ではなく、あらゆる組織の登録と集会の届出を命じたもの

であった。

1871年Ord 総督がロンドンへ立ったあと、シンガポールで Ghee Hin と他の結社（おそらく Hai San）との間に衝突が起こった。総督代理の Colonel Anson は Peace Preservation Ordinance の改正で行政院の増強をはかったが成らず、警察の無能力への非難が起こった。警察機構の改革がなされるやさらにいま一つの紛争が起こった。それは秘密結社間ではなかったが、シンガポール全島の治安が乱れた。ことの起こりは、ひとりの福建人が潮州人のポケットからすり取ったということであった。このときも警察の弱体が露呈した。

W. A. Pickering はマラヤの中国人対策に敏腕をふるった人であるが、この人にロンドン滞在の総督がめぐり会う。かれは懇望されて中国語の通訳と教師の資格で海峡植民地政庁への任官がきまり、1871年12月26日付で任官し、それより3カ月してシンガポールに着任した。中国人の絡んだ紛争、ことに英国のマラヤ内部干渉の近因になった Perak 地区の紛争の解決に奔走し、それに成功した功績はかれの名を歴史にのこさせることになった。1873年ようやくシンガポールの Ghee Hin, Ghee Hok, Ghee Khee, Hai San などの結社の登録を成功させたのはかれであった。IGP (Inspector-General of Police) の S. Dunlop との協力体制ができあがり、このことは、以降の秘密結社の世界にとって重要な要因となるものであった。その頃総督はロンドンに報告して、政庁は Pickering の功績を高く評価している、かれのおかげではじめて個人・集団に関する信頼すべき情報を得たとのべている。

やがてマラヤ内陸部の情勢は、英国の介入を導くことになるような進展を見せてゆく。マラヤ内陸部の錫鉱山は、中国人労働者が増加し、利権をめぐるかれらの間の争い、マレ

一人首長らが絡んでの争い、サルタン位継承をめぐる争いなど、これらがもつれもつれて治安状況は1866年から73年にかけて非常にわるかった。Ord のあとを継いだ A. Clarke が着任する頃は、すでに本国の植民地省においてマラヤ内非干渉政策は再検討すべしとの意見が出ていたし、王国がのぞめば英人官吏を駐在させてもよいという点について検討を行なうよう新総督は訓令もうけていたし、介入政策をとるよう商社側からの陳情も数多くきていたのである。総督は着任と同時に Dunlop, Pickering および副総督 Anson などと協議し、Swettenham を Larut に派遣するなどして急速に活動をはじめた。13カ月間に Clarke はそれまで荒れた 暗いマラヤ中央部の諸王国(Perak, Selangor, Sungei Ujong)を明るく、将来性豊かな土地に変えてしまったということができる。Perak と Selangor には駐在官と駐在官補佐を、Sungei Ujong には駐在官補佐をおき、干渉政策のわくが設定されたのである。この政策は中国人の商人や鉱業人から大いに歓迎されたが、駐在官は adviser というよりは ruler という印象をあたえてし

まい、マレー人のなかには怒りと猜疑心と反発心を起こすものもあったのである。

1874年シンガポールの欧州商人および銀行家らは、立法院に対して、これまでのすべての紛争にはそのうらに秘密結社の活動があったから、結社は廃止すべきである。そうしてこそ新来の移民がその管理下にはいることがなくてすみ、移民の自由も確保される、という趣旨の陳情を行なった。

1877年(3月) Chinese Immigrants' Ordinance が出され、それにもとづいて Protector of Chinese Immigrants がおかれることになった。Crimping Ordinance も同時に成立して emigrants に関することが定められ、Protector of Chinese Emigrants が任命されることになった。これによって秘密結社に関するいっそう詳しい情報が得られるようになった。シンガポールにおける dangerous societies の再登録が1878年に完了したが、同年の結社員総数は17,906人で、同年入会者数は3,862人であった。ひきつづき入会者は増加した。その翌年1879年の登録者数は下の表のとおりである。

Singapore		Penang		Malacca	
Ghee Hin (Hokkien)	4,291	Ghee Hin	22,939	Ghee Hin	1,380
Ghee Hin (Tiechiu)	1,453	Kien Tek (Toh Peh Kong)	8,116	Ghee Hin (Macao)	282
Ghee Hin (Hailam)	1,576	Ho Seng	4,623	Ghee Boo	556
Ghee Hok	4,728	Ghee Hok	1,725	Hok Beng	1,126
Ghee Sin	1,212	Tsun Sim	1,830	Hai San	156
Ghee Khee Kwang Hok	2,331	Hai San	394		
Hok Hin	3,109				
Kong Fooy Sew (Kwong Wai Shiu)	1,576				
Song Peh Kwan (Ts'ung Paak Kwun)	2,224				
Hai San	821				
Totals	23,858*		39,627		3,500

* 23,321 の誤り

Protector of Chinese の Pickering は 1882年の報告で、中国人社会の将来についてはなお心配である。海峡植民地の中国人に見合う立法措置が完備していないので、非常に大きな人口の中国人の秩序を保つことは困難とならざるを得ない。中国人のなかの首領らの力を借りるのが得策で、これが実現できたら中国人保護官の制度は不要となろう、とのべた。

上記した1869年成立の法令 *Dangerous Societies Suppression Ordinance* に似たものが 1882年(3月)に成立し、それによって、植民地社会の秩序を乱すものとしてまずシンガポールの *Hai San* が抑えられた。1885年にはペナンの *Ghee Hok* が解散させられた。もっともその後もその結社員はしゅん動はした。解散になった結社の社員は他の結社に移って活動をつづけるということもあった。それ以前、Pickering と Dunlop の両名は他の登録官ら (*Registering Officers*) とともに、すべての *dangerous societies* の制圧には反対である旨の長文の意見書を提出していた。当時の登録制と監督制は秘密結社を危険結社に陥れることを防いでおり、むしろ植民地内の中国人行政の助けにさえなってくれる利点がある、というのであった。ときの総督 *Clementi Smith* 自身はできるだけ早い危険結社の除去をのぞんだが、意見書を尊重してそれはひかえた。ともかくかれは結社の管理をきびしくすることに賛成であった。ところがやがて、暗殺されかかった Pickering は 1887年、*Ghee Hok* の解散を進言し、同時に、いま存在するすべての *dangerous societies* を漸進的に廃止する重大措置をとるべき時期がきたと思うといった。これは 1879年発表のかれの意見とはちがっていた。Pickering の暗殺未遂事件は、政庁の結社対応の方式における転回点をなした。寛大な態度をやめようという意見がつよくでてきたのである。しかし、

結社の力はなおつよく、やはり Pickering, Dunlop をして秘密結社の非合法化をうち出させるまでにはいたらなかった。先にのべたように Smith 総督は制圧主義であったから、かれも Pickering と Dunlop に影響をあたえたことはまちがいない。

1887年のシンガポールへの中国移民の数は 167,906人、ペナンには 70,109人、前者の秘密結社員数は 6,136人、後者が 14,536人であった。おどろくべき数である。秘密結社員の新登録数をあげると、シンガポールが 62,326人、ペナンが 92,581人であった。

1888年シンガポールで 2 件の事件が起こり、これが総督の決意をいっそうつよいものにした。これには、中国人対策への信頼が中国人の間にたかまってきたことと、順法精神がつよくなってきたとの確信も手伝っていた。いまや実施がおくれるほど不利と考えるようになった。しかし Pickering と Dunlop は慎重を期した。英国流の立法で中国人は容易には取り締まれないという考えを再度表明するのである。両名は 1879年の考えへ逆戻りしたのである。かれらは動揺した。

新しい *Societies Ordinance* が 1889年に成立、1890年(1月1日)に実施された。公の秩序と福祉のうえで必要とあらば登録された結社を非合法のものとしなすとか、総督はいかなる結社登録をもとり消す権限があるなどの内容を含んだものであった。これで秘密結社を廃止できることになったのであり、そのつもりでいてもらいたいとの公示が数カ月前に出されたということもあった。そして、この法令実施と同時に、旧法に照らして *dangerous* と判断された結社にはとくに通達を送り、新法において再登録されないこと、および 6月30日までに解散する旨を伝えたのである。

この新法令の成立と同時に 18人から成る *Chinese Advisory Board for Singapore* が

できた。中国人保護官以外は欧州人はひとりもいなかった。同じ Board がペナンには3月に設けられた。総督は、1890年（3月）立法院において、シンガポールとペナンにおける結社閉鎖が成功裡に終わったと宣言した。

しかし、1889年の Ordinance は、秘密結社の人々を、政庁側に対して従順にしたがう心やさしい人々に変えてしまう魔法の杖ではなかったのだ。随所に新しい結社が頭を上げた。駐在官をおいたサルタン王国にあってはいよいよ英国支配下の行政が進んでいくが、鉦山に働く中国人労働者の間では伝統の秘密結社がつねに根づよくうごいていた。マレー人の間にも同類の結社が生まれた。Perak 王国の駐在官 W. G. Maxwell は、四つのマレー人の結社が王国内を覆うて存在すると告げている。このうち一つのみが中国人メンバーを加えていた。マレー人は入会式のさいはコーランを頭にのせて誓詞を唱え、そして水をのんだ。

1900年から1907年にいたる間、Perak のマレー人の間では秘密結社が勢力があった。それは、中国人の結社のつよいところ、あるいはその近くに存在していた。おそらくマレー人は中国人から刺激をうけ、あるいはまねて結社にはいったのであろう。両者の間につながりがあったり、マレー人結社は中国人結社の分団であったり、あるいは場所によっては両者の間になんの関係もないというような状態であった。Perak 以外のマレー人結社については不明であるが、Kedah, Selangor, Negri Sembilan, Johore の各王国などには存在していたらしい。

20世紀になると中国の政治情勢の反映がマラヤ内に見られ、ことに共産主義者の組織化が現われて政庁を悩ませる。結社の型は消えることなく、当局の圧迫もつづく。景気がよくなるとその型を鮮明にし、経済恐慌のときはギャング出現の温床となる。非合法の結社

は制圧下にあるが、地域によっては表面に躍りでてくる。1905年には Pahang の Kuantan の近くで典型的な結社間の争いが起こっている。この王国に秘密結社は存在せず、と報告があつて2年経ったばかりの時であつた。1917年（4月）には Kuala Kangsar で入会式するとき警察が襲い、16名を逮捕した。1919年末の Secretary of Chinese Affairs の報告によると、Triad Societiesはマラヤ内全部の王国に存在するのである。Perak 王国には、Triad が広がった結果その儀礼をまねて用いるマレー人の結社およびマレー人・中国人合同の結社が現われている。

シンガポールでは1920年代に秘密結社の力が強大になる。それは、散在する小結社が若干数の大型結社に組織化されたのである。ところが、1930年代にはその大型結社が衰え、小さく分かれてしまう。

1920年から日本軍のマラヤ侵入にいたる間の中国人秘密結社の資料ははなはだ少ない。ただし、それが存続していたことは明らかである。

さて、日本軍の進駐時の模様はどのようなであつたか。

海峡植民地でもマラヤ王国内でも、都会地では地区を分けて保護・収奪を働くギャングがあつたが、それは同種方言人あるいは同種職業人から成るもので、それらのなかには Triad に由来するものがあつて、そういうもののなかでは Triad の名称およびその精神をうけついでいた。入会式は当局の取り締りがきびしいためシンガポール、ペナンでは衰えていたが、その他では普通のことであつた。Kedah から Klang にかけての漁業地帯や Port Weld, Matang, Taiping, Klang, Port Swettenham などの都市もこの集団の活動が活発なところで、それらの地域は福建人の多いところであつた。これら海岸地帯とペナン

との連絡はつねに密であった。これらの地域の組織は、おそらく1870年代にこの地域で非常に活発であった **Ho Seng Society** がその前身をなすものであったようである。ときおりこの地にペナンから新型の **Ghee Hin** の団体がはいつてくることもあった。

Perak と **Selangor** の農耕地と錫鉱地でもまたつよい **Triad** の流れがのこっていた。ここは広東、広西、客家の出身者が多いところで、**Perak** のものの起源はペナンの **Ghee Hin** と **Hai San** であり、**Selangor** のものは19世紀の採鉱時代からのものであった。

全体としていえば、初期移民時代に展開した秘密結社の組織型はそのまま存続していたのである。そして厳密に線はひかれませんが、**Kedah**, **Perak**, **Selangor** など半島北部地帯はペナン起源の結社の影響下にあり、シンガポールのももの影響は **Johore**, **Malacca** から **Negri Sembilan** および **Selangor** の一部におよんでいた。ちなみに、固有の秘密結社以外では、若干の客家人を含む広東人の社会全体を通じて **Wa Kei** なる大組織があった。

こうして、日本軍上陸のときは古い歴史的由来をもった秘密結社がなお根づよくのこっていたのである。日本軍は秘密結社員の去就には注目していた。かれら日本人は、自国内の、満州侵入以来は、中国のなかの秘密結社に関する知識をもっていて、中国ではそれをうまく利用した経験があったからであり、他方、マラヤの結社員が反日活動をしていたことを知っていたからでもある。そして、利用できたら利用しようと考えていた。秘密結社員は逃亡、潜伏をくわだてるものが多かった。しかし、それも危険になるばかりで、結局、国民党系や共産党系の対日レジスタンス運動に参加するもの、反日海外中国人義勇軍にはいるもの、農村にはいつて食料生産に従事して反日義勇軍を支援するものなどに分かれていった。

ところが、そのようなものばかりではなく、日本人に協力するものもあったのである。そうすることによって保護と食料をうけ、ときにはもうけ仕事にありつけることもできたのである。このことは、**Triad** が活発であった **Perak** 北部の海岸地帯においてとくにそうであった。そして、西海岸全体は日本人にとって英国潜水艦の着岸が心配され、したがって情報提供者が必要とされるところだったのである。日本軍侵入当時すでに、英軍の退路を遮断しようと **Taiping** に先回りする日本軍のその道案内をかってでるものがあったというように、日本人への協力者があったのである。連合軍の行動をいち早く日本軍に知らせる役目をもった **Peace Preservation Corps** なる部隊を、マレー人と中国人の指導者らがつくったということもあった。

無数の入江、沼沢などのある複雑な海岸線の模様をよく知り、阿片密輸にこの地帯を利用していたのは中国人の漁師らで、かれらは **Triad** のメンバーであった。すべて **Kuala Kurau** の結社統率部からの指令で日本軍への情報提供者になった。そしてやがて、日本人の保護のもと米その他の食料、コブラ、阿片、煙草などの密輸がかれらの手で行なわれるようになった。これはマラヤ内だけでなく、スマトラやタイ国との間にもひろがり、品物は **Taiping**, **Ipoh**, **Telok Anson** にわたる秘密の商網を通してマラヤ全土に運ばれた。こうして富と地位を築いていった小商人もあったのである。かれらは、こうして日本人と密接な関係を保ったが、しかし山間部にかくれた共産ゲリラ戦士に秘かに食料を送ってとりもつことも怠らなかった。生きるためには2名の主人—日本人とレジスタンス指導者—に仕える必要があったのである。

ペナンの **Triad** では、もっとはっきりした形で日本側の意のままになっていた。情報係になり、憲兵に協力した。密貿易や専売許可も

うけたりして財をなすものもあったが、協力から得る利益の点では、Perak 地区の Triad メンバーには遠くおよばなかった。

日本の降伏後のマラヤ社会は悲惨であった。共産系ゲリラの闘士らが姿を現わし、マラヤ共産党と協力してマラヤの地方部の管理を掌握した。警察署も占拠した。北部 Johore でマレー人による抵抗があったほかは、かれらの行動はどこでも容易に成功した。シンガポールやイポーで凱旋軍として歓呼の声に迎えられたのは、反日マラヤ人民戦線の闘士たちであったのである。しかし、民主主義指導者としてふるまうかれらの苛酷傲岸なやりかたは、まもなく人気を失った。この頃食料と日常用品の欠乏が掠奪、密貿易、闇商をはびこらせ、かつてない規模の犯罪の波が国内を覆い、拳銃の使用が生計確保を容易にする最良の方法であったといえるほどの状態であった。日本側の自由になり同胞の制圧に使われた警察は、いまやむしろ憎悪の的となっていた。治安維持の実力はとうてい持ち合わせていなかった。中国人の政治団体間の、マレー人と中国人間のつよまりゆく対立緊張が拍車をかけて、治安は乱れに乱れた。こうした状況のなかで中国人社会内の各団体が自衛に努力するのは自然なことで、伝統の Triad Societies もここぞとふたたび不死身の姿を公然と現わしてきたのである。

反日マラヤ人民戦線からの報復を怖れた戦時の利敵協力者ばかりでなく、共産政権への反对者や混乱時に身の安全を求める人々までが、Triad を逃避の場所として身を寄せてきた。1945年(8月)Perak 北部の Kuala Kurau での Ang Bin Hoey の誕生をもって Triad Brotherhood は再生したのである。その急速な復活をもたらした最大の要因は、自己保全の本能であった。報復から逃れるため Triad を組織化する試みは日本降伏直前に着手されていたもので、それは、日本側の許可を得て

なされたことであった。これには数百人のマレー人も加わったのである。こうしてこの地でかれらの伝統的統制方法は復活し、海賊、密貿易、ギャンブル、保護暴力などが一般化した。

結社の自由を尊ぶのが英国の伝統であるが、1890年海峡植民地ではこれを抑える立法措置をとった。そしてその後も英国は、中国人秘密結社には手を焼いてきた。しかし、第2次大戦直前の頃は中国人社会に対する秘密結社の力は微弱になっていたようである。政府にとってそれが重大脅威になるようなことは、もはや起こり得ないと思われた。中国と西洋両様の教育は普及し、現地生まれの中国人あるいは永年居住中国人の数がふえたから、法制、行政には慣れて、秘密結社の力を借りる必要は感じなくなったであろうと期待されていた。しかし、のべてきたようにそうではなかったのである。政治団体、秘密結社、ギャングがならび起こったのである。

以上大筋をのべてきた。実はさらにその後のマラヤ・シンガポールでの模様について詳しい記述があるのであるが、本書の内容がどのようなものであるかはだいたいこれで示されたと思う。最尾に結びのことばとして次のようにある。

「18世紀以来こんにちまでのマラヤ情勢の詳しい究明を試みてきて到達した結論は次のようである。深く巣くった中国人秘密結社がマレーシアとシンガポールの住民および政府におよぼす潜在的危険は、なおつづいており、それをなくするには、きびしい制圧手段のみでなく、社会の再建と教育に関するきわめて賢明な方法が必要となる。絶え間なく警戒をしないならば平和は維持されない。」

このことばのとおりであることは、遺憾ながらあまりにも見事に昨年5月13日の大暴動

によってうらがきされた。副首相 ラザク は「5月13日と将来」と題する文章のなかで、こんどの暴動を導いてきた要素として、人種別の線で支持を訴えた立候補者および労働党内の共産主義者らの行動とともに、人々に恐怖心をあおりその感情を刺激した秘密結社の活動をあげているのである。そして「これまで秘密結社の役割は破壊的であったし、いまもそうである」(Straits Times 1969. 10. 9)と断言している。なお、著者ブライスは、Preface の終わりに、この本で自分はambiguityを避け得たと思うとかいている。資料をして語らしめる というように整理されたこの本

は、資料集といった感じさえする。それでambiguityは避け得たつもりと記した意味がよくわかるのである。本書最尾のことばを上に見ていたが、同じ推論がほかには35ページに見えている。これと、法意識が西洋人と中国人とではちがうということ、および、結社問題は警察力や経済力にのみ関係するのではなく、むしろそれは本質的に倫理問題である(p.13)という、この3点が本書における事実をこえたことからの叙述であるといえよう。そのような種類のそして少量のことばが、膨大な資料のすき間に、それに支えられて控え目にのぞいているかのようなのである。